

災害対策用備蓄物資の有効活用の協力に関する覚書

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「甲」という。）と一般社団法人日本非常食推進機構（以下「乙」という。）は、乙が保有する災害対策用備蓄物資（以下「備蓄物資」という。）を有効に活用するため、相互に協力するものとし、その内容について覚書を取り交わす。

（目的）

第1条 この覚書は、甲が実施又は支援する防災啓発活動、生活困窮者支援活動、地域福祉活動等に乙が備蓄物資を譲渡することにより、地域防災力、地域福祉活動等の向上を図るとともに、備蓄物資を有効に活用することを目的とする。

（備蓄資材の活用）

第2条 甲は、備蓄物資を譲り受ける時期及び量について乙と協議し、双方合意の上、乙が甲に当該備蓄物資を譲渡し、甲はそれを第5条に規定する事業に活用できるものとする。

2 甲は、譲り受けた備蓄物資の活用にあたっては、有効性及び効率性に配慮するものとする。

（無償譲渡）

第3条 乙は、甲に備蓄物資を無償で譲渡するものとする。

2 甲は、譲り受けた備蓄物資を転売又は金銭その他の有価物と交換してはならず、乙に対しその旨を誓約するものとする。ただし、乙が書面により承諾したときはこの限りではない。

3 甲は、譲り受けた備蓄物資を乙に返品することはできないものとする。ただし第7条第2項、第3項に規定する事故等が発生したとき、または甲乙間で特別の定めを行った場合はこの限りではない。

（備蓄物資の譲渡場所等）

第4条 備蓄物資の譲渡は、甲の指定する場所で行い、当該譲渡に係る運搬費その他の譲渡に係る経費については、乙の負担で行うものとする。ただし、甲乙間で特別の定めを行った場合はこの限りではない。

（対象事業）

第5条 甲は、乙から譲り受けた備蓄物資を次の事業に活用することができる。

- （1）甲が実施又は支援する防災啓発活動
- （2）甲が実施又は支援する生活困窮者支援活動
- （3）甲が実施又は支援する地域福祉活動等